

二〇〇九年九月。後に、中島耕二『近代日本の外交と宣教師』吉川弘文館、二〇一二年、第三部第一章)。

〔注〕 第四章

- (1) 松尾尊允『滝川事件』(岩波書店、二〇〇五年) 七頁。滝川事件とその後についての検討は、同書に詳しい。
- (2) 駒込武・川村肇・奈須恵子編著『戦時下学問の統制と動員―日本諸学振興委員会の研究―』(東京大学出版会、二〇一一年)、三〇頁。
- (3) 『現代史資料 四二 思想統制』(みすず書房、一九七六年)の掛川トミ子による解説(xxviii頁)。
- (4) 荻野富士夫編・解説『文部省思想統制関係資料集成』(第八巻、不二出版、二〇〇八年)、三九頁。
- (5) 前掲『戦時下学問の統制と動員』の「巻末附表六、教育局による『要注意』教員調査一覧」参照のこと。教育局は、「共産主義的傾向アル直轄、私立学校教職員一覧」を作成するだけでなく、「自由主義的傾向アル直轄、私立学校教職員一覧」も作成していた。
- (6) 宮沢俊義『天皇機関説事件―史料は語る―』(上)(下)有斐閣、一九七〇年)に詳しい。
- (7) 「第一次政府声明(昭和一〇・八・三)」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A15060083400 「国体明徴問題」(国立公文書館所蔵)。
- (8) 「第二次政府声明(昭和一〇・一〇・一五)」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A15060084400 「国体明徴問題」(国立公文書館所蔵)。
- (9) 「国体明徴ノ為執リタル処置概要(昭和一〇・一〇・一調)」や、「国体明徴ニ関スル施設ノ件」(一九三七年一月から三月の間に報告された、内務省、文部省、司法省における「国体明徴ニ関スル施設」についての文書) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A15060084300およびRef:A15060085000 「国体明徴問題」(国立公文書館所蔵)。
- (10) 一九三五年四月一〇日文部省訓令第四号(『官報』第二四七八号、一九三五年四月一〇日)。
- (11) 関係する帝国大学総長、官立大学長を文部省に呼んで注意したことは、一九三五年九月二五日の記載のある文部省「憲法学説問題ニ関スル施設及処置」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A15060148000 「国体明徴に関する各庁の施設」(国立公文書館所蔵)に記されている。
- (12) 同右。
- (13) 文部省思想局「各大学ニ於ケル憲法学説調査ニ関スル文書―一九三五年(荻野富士夫編・解説『文部省思想統制関係資料集成』第八巻、不二出版、二〇〇八年、二六三頁。元の資料はアメリカ議会図書館所蔵)。
- (14) 前掲『文部省思想統制関係資料集成』第八巻、六頁(荻野の解説)。
- (15) 同右、二六五頁。
- (16) 同右、二八三頁。
- (17) 同右、二八一頁。
- (18) 荻野富士夫『戦前文部省の治安機能―「思想統制」から「教学

鍊成」へ」(校倉書房、二〇〇七年)一六八頁。

(19) ただし、宮沢俊義は東京帝国大学では継続したものの、中央大学では三五年度は休講となっている。

(20) 前掲「各大学ニ於ケル憲法学説調査ニ関スル文書」(一九三五年)によると、所属大学の学長を文部省に呼び出し、事情聴取を行なった最初の事例は、一九三五年八月九日の中島重、田畑忍に關する事情聴取であり、これに続き八月一九日には早稲田大学の野村淳治、中野登美雄、中村彌三次、十一月八日には東京帝国大学の宮沢俊義、野村繁治に關して事情聴取が行なわれている。早稲田大学の三名については一〇月五日に、八月の聴取後の対応を確認する事情聴取も行なわれていたことがわかる。

(21) 一九三五年時点で天皇機関説が教えられていた「憲法」の講義に關するその後の動向について、文部省がどこまで個別に具体的に監視していたのか、その全貌はまだ解明されていないが、少なくとも関西学院大学に残された文部省との往復文書には、一九三六年度の「憲法」の講義について文部省思想局が追跡調査したことを示す通牒が残されている。(照会の通牒もそれへの回答・報告とともに関西学院学院史編纂室所蔵『文部省関係文書 一九三六』所収)。

(22) 前掲『文部省思想統制関係資料集成』第八卷、二九五頁。
 (23) 中村進午(一八七〇～一九三九)。帝国大学法科大学政治科卒業。専門は國際公法。学習院教授だった時に、対露強政策を主張する「七博士意見書」を建議した一人。その後、東京高等商業学校教授に転じ東京商科大学教授となる。一九三〇年に東京商科大学名誉教授。早稲田大学、日本大学、拓殖大学など多数の私立大

学でも教壇に立った(秦郁彦編『日本近代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年の「中村進午」の項)。

(24) 前掲『文部省思想統制関係資料集成』第八卷、二八三頁。

(25) 同右、二九五頁。

(26) 同右、二八一頁。

(27) 中村進午は一九三九年に没しているが、その前年度の一九三八年度の『立教大学一覽(昭和十三年四月)』には経済学部「憲法」と「國際法」の担当講師として中村進午の名前が見える。なお、「憲法」は立教大学の経済学部商学科と経済学科両方の必修科目であった。

(28) 前掲『戦時下学問の統制と動員』四四頁。

(29) 同右、四四頁。

(30) 同右、二〇一頁。

(31) 『国体の本義』の編纂過程については、久保義三『昭和教育史』(上、三二書房、一九九四年)三七二～三九四頁を参照のこと。

(32) 前掲『戦時下学問の統制と動員』二〇五～二〇七頁。

(33) 同右、二〇七～二二二頁。なお、高等学校高等科と大学予科で使用する教科書は、一九一九年三月の高等学校規程と一八年二月の大学令により、文部大臣の認可制度が行なわれてきた。

(34) 教学局「昭和十二年一〇月一六日 教職員思想調査」、同「極秘・自由主義的傾向アル直轄、私立学校教職員一覽(昭和十五年五月十五日調査)」、同「極秘・共産主義的傾向アル直轄、私立学校教職員一覽(昭和十五年六月十四日調)」など。前掲『戦時下学問の統制と動員』一八四～一九三頁。
 (35) 同右、一八八～一九三頁。

なお、当時の立教大学の所属教員としては、河西太一郎が「極秘・共産主義的傾向アル直轄、私立学校教職員一覽表（昭和十五年六月十四日調）」に挙がっている。また、その時点では慶應義塾大学教授であり、のち立教大学総長として敗戦を迎えることとなる三辺金蔵は「極秘・自由主義的傾向アル直轄、私立学校教職員一覽（昭和十五年五月十五日調査）」に名前が挙がっている（同書「巻末附表六」教当局による『要注意』教員調査一覽」を参照のこと）。

(36) 教当局で勤務していた小池行松の文書に残された「極秘 各大学ニ於ケル要注意教授、講師調（内務省調）（昭和十四年二月二十日）」という内務省からの調査情報一覽では、宮沢俊義は「急進自由主義（憲法講義ニ於テ第四条ノ講義ヲ避クト云フ）」と記されており、内務省でも密偵などを使った講義内容監視が続けられていたことが明らかである（「極秘各帝大ニ於ケル要注意教授、講師調（内務省調）（昭和十四年二月二十日）」は、東京大学史史料室所蔵「小池行松関係文書」の「書類の部」所収。前掲「戦時下学問の統制と動員」で紹介している「要注意」教員に関する教当局の調査・監視に関わる資料の多くがこの「小池行松関係文書」所収のものである。

(37) 前掲『戦時下学問の統制と動員』一九三頁。

(38) 同右、一九三―二〇〇頁。

(39) 前掲『現代史資料 四二 思想統制』の掛川トミ子による解説（xxxvii―xxxix頁）。

(40) 同右書には、河合栄治郎の二・二六事件への批判、そして河合栄治郎の休職処分に至る経過調査の資料が掲載されている。同書

の掛川トミ子による解説を参照のこと（xxxix頁）。

(41) 同右書の掛川トミ子による解説（xxxix―xxxvii頁）。同書に津田左右吉の事件に関する資料が所収されている。

(42) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「津田左右吉事件」の項。

(43) 内務省警保局編『社会運動の状況14 昭和十七年』（復刻版、三一書房、一九七二年）六四―六八頁。

(44) 『柏影回顧（非売品、一九四一年）、「はしがき」』。同書は「大正九年六月第一高等学校英法科」卒業した同窓生の卒業後二十周年記念に編纂されたもの。

(45) 『遠山郁三日誌』巻末の参考資料の教員一覽参照（四五―五頁、四八―四頁）。

(46) 前掲『柏影回顧』。一高同窓会編『第一高等学校同窓生名簿（平成七年版）』でも確認。ちなみに、宮沢俊義は東京帝国大学法学部政治学科に進学・卒業し、長谷部文雄は京都帝国大学経済学部に進学・卒業した。

(47) 「新春読者インタビュー／宮川実先生を訪ねて 春闘を前に大いに語る」（労働者教育協会編集『学習の友』一九七六年一月号）二二頁。

宮川実は一九四六年一月に立教大学経済学部教授として復職し、一九五七年七月に退職した後（立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史』資料編第三卷、立教学院、一九九六年、二二九頁）、五二年に創立した労働者教育協会の活動に中心的に関わり続け、同協会の会長、名誉会長をつとめた（畑田重夫「宮川實先生の死去を悼む―お別れの言葉」（労働者教育協会編『学習の友』一九八五年二月号、八二―八三頁）。

- (48) 「河上先生の思い出」(学生書房編集部編『闘うヒューマニスト
—近代日本の革命的人間像—』学生書房、一九四八年) 二二五頁。
(49) 宮川実「思出と近況」(前掲『柏影回顧』一二二—一二四頁)。
(50) 前掲「河上先生の思い出」二二八頁。
(51) 「遠山郁三日誌」一九四二年四月一七日条(『遠山郁三日誌』二
七九—二八〇頁)。ただし、四月一四日条に、河西から、宮川の
担当していた経済史を河西が代講する旨の報告が見られ、河西は
四月一七日以前に宮川の検拳の事態を把握していた可能性は高い
と考えられる。
- (52) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月二〇日条(『遠山郁三日誌』二
九二頁)。
(53) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月二二日条(『遠山郁三日誌』二
九三—二九四頁)。
(54) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月二七日条(『遠山郁三日誌』二
九五頁)。
(55) 立教大学経済学部『立教大学経済学部一〇〇年史』(二〇〇八
年)七〇頁。『立教大学経済学部一〇〇年史』では、この時期の
経済学部内の思想的な対立を説明している(六九—七〇頁)。
(56) 内務省警保局保安課編『社会運動の状況14 昭和十七年』、六四頁。
内務省警保局保安課編『特高月報 昭和十六年十二月分』(復刻版。
政教出版社、一九七三年。以下の『特高月報』も同様)によれば
東北帝国大学生・聴講生・第二高等学校生徒ら一名が検拳さ
れている(一一四頁)。この「在東北帝大学生を中心とする朝鮮
民族独立運動グループ事件検拳取調状況」は内務省警保局保安課
編『特高月報 昭和十七年三月分』に掲載されている(二〇三—
二〇七頁)。
(57) 前掲『社会運動の状況14 昭和十七年』六四頁。前掲『特高月
報 昭和十七年二月分』四三頁。
(58) 内務省警保局保安課編『特高月報 昭和十七年三月分』六頁。
なお、『特高月報』での「東北帝大関係」事件の検拳状況につい
ては、内務省警保局保安課編『特高月報 昭和十七年七月分』一
五—一六頁、同『特高月報 昭和十七年十月分』五頁、二〇頁。
(59) 前掲『社会運動の状況14 昭和十七年』六四—六七頁、内務省
警保局保安課編『特高月報 昭和十七年十一月分』五—六頁。
(60) 前掲『社会運動の状況14 昭和十七年』、六四—六五頁。
(61) 同右、六七頁。
(62) 同右、六七—六八頁。
(63) 教学局『昭和十六年三月 大学高等専門学校教職員著書論文目
録(経済学篇)』(教学局、一九四一年三月)(復刻版は、『社会科
学書誌書目集成』第三三巻、日本図書センター、一九九七年)二
六四—二六八頁。
(64) 同右、「凡例」。
(65) 同右、二六六頁。なお、「戦時経済問題」は、実際は「戦時経
済問答」である。
(66) 検拳後の宮川については、自身の回想「留置所とわたし」と題
する短い文章がある(労働者教育協会編『学習の友』一九七三年
八月号、一二頁)。
(67) 「新春読者インタビュー／宮川実先生を訪ねて 春闘を前に大
いに語る」(労働者教育協会編集『学習の友』一九七六年一月号、
二二—二三頁)。

- (68) 齊藤伸義「アジア太平洋戦争開戦決定過程における『戦争終末』構想に与えた秋丸機関の影響」(立教大学史学会『史苑』第六〇巻第一号、一九九九年一〇月)、牧野邦昭の一連の著作・論考(『経済学者たちの日米開戦―秋丸機関―幻の報告書』の謎を解く―新潮社、二〇一八年など)を参照のこと。齊藤も指摘しているように、有沢広巳『学問と思想と人間と―忘れ得ぬ人々の思い出―(毎日新聞社、一九五七年)の「支離滅裂の秋丸機関」の項では、「英米班はぼくが主査で、宮川実君が副主査として手伝ってくれた」(同書、一八八頁)とある。
- (69) なお、有沢広巳や秋丸機関の実際の運営者であった秋丸次朗主計中佐の、戦後の回想や発言で示されていた「報告書」について、従来の通説と齊藤伸義によって唱えられた異説(齊藤伸義「アジア太平洋戦争開戦決定過程における『戦争終末』構想に与えた秋丸機関の影響」(立教大学史学会『史苑』第六〇巻第一号、一九九九年一〇月)を踏まえた上で、通説と異説の前提を批判的に再吟味した論考が、牧野邦昭『経済学者たちの日米開戦―秋丸機関―幻の報告書』の謎を解く―(新潮社、二〇一八年)である(牧野の同書一〇一頁以下を参照のこと)。
- (70) 前掲『経済学者たちの日米開戦―秋丸機関―幻の報告書』の謎を解く―(三六頁)。
- (71) 直井の検挙で、『蘇聯邦経済力調査』(一九四二年五月に陸軍省主計課別班名義で刊行)は、当初の計画よりかなり遅れたという。前掲『経済学者たちの日米開戦―秋丸機関―幻の報告書』の謎を解く―(七一―七二頁)。
- (72) 一九二七年一月二八日申請、一九二七年三月二日結了「立教大学々則、予科生徒定員、予科教員定数変更並仮校舎建築認可」と一九二八年二月二五日申請、一九二八年三月一四日結了「立教大学学部、予科生徒定員、予科教員定数変更並仮校舎建築認可」(いずれも「立教大学 自大正一五年三月至昭一一年五月 第一冊」国立公文書館所蔵)。なお、一九二七年に建った仮校舎は「立教大学新聞」では「バラック校舎」と記されている(『立教大学新聞』第五二号、一九二七年五月一五日、三三画)。
- (73) 一九三一年二月二四日申請、一九三一年三月一七日結了「立教大学仮校舎建築認可」(前掲「立教大学 自大正一五年三月至昭一一年五月 第一冊」)。
- (74) 立教学院史資料センター編『立教大学の歴史』(再版、立教大学、二〇〇八年)一〇〇―一〇五頁。「立教学院拡張計画案(メモリアル)」の理事会での可決は、一九三三年八月二日の第七回理事会である。
- (75) 前掲『立教大学の歴史』一一一頁。
- (76) 一九三六年五月一四日申請、一九三六年二月二二日結了「予科校舎建築認可」(立教大学 自昭一一年二月至一三年一〇月 第二冊)国立公文書館所蔵)。
- (77) 同右。
- (78) 同右。
- (79) 竣工が一九三七年三月二七日であったとの記載は、「昭和三十年二月 理学研究科原子物理学専攻(博士課程)及び数学専攻(修士課程)設置認可申請書変更及び追加書類」中の「大学名及其その沿革」(立教大学 自昭三〇年一月至四月 第四七の五冊)国立公文書館所蔵)による。ただし、「建築又ハ取得年月日」については、

「財団法人 立教学院 昭和十二年度事業報告書」において一九三七年四月一〇日となっており、これは、新制大学を申請した書類中の財産目録でも同様である（一九四八年七月三二日申請、一九四九年二月二日認可「新制大学設置認可について」中の財産目録。「立教大学 自昭二四年三月 第四七の一冊」国立公文書館所蔵。なお曾禰武「予科の現状と計画」〔立教学院学報〕一九三七年五月五日号、六頁）によれば新たな予科校舎は教室一七、特別教室（合併用）二、会話教室二からなり、生徒用の「椅子の構造や大きさなどは一高、帝大理学部、慶應予科等の新校舎を実地に見分し」参考にしており、黒板は「東大理学部二号館の新式のものと同じものを用いた」という。また教室と廊下の天井は防音装置を完全にすることが強調されている。

- (80) 曾禰武「予科の現状と計画」〔立教学院学報〕一九三七年五月五日号。なお、一九三六年度、三十七年度の立教大学一覽は未見のため、正確な変化をたどることは出来ないが、一九三八年年度の『立教大学一覽（昭和十三年四月）』（立教大学、一九三八年四月三〇日）では、根岸由太郎も久保田正次も、文学部、経済学部、予科のすべてで専任教授として、それぞれの英語担当として記載されており、曾禰が「従来学部と予科の両方で授業を担当していた語学の教授は予科の専任」としたという、「予科の現状と計画」での説明とは異なる状況であったことは（部分的には実施したのか、あるいはそもそも実施しなかったのかは不明であるが）確かである。

- (81) 前掲「予科の現状と計画」。
 (82) 一九三二年学則「第四章 大学予科」第四六条（立教大学

自大正一三年四月至昭和二年五月 第二三冊）国立公文書館所蔵）の一九三二年二月二七日申請、一九三二年一月六日結了「立教大学学則中変更認可」より、一九三一年学則に朱書き訂正したものの。この申請書類中の「変更ノ大要」では、「大学予科ノ学科目中倫理ヲ修身ト改メ及商科学科目名及其ノ排列ヲ文科ト同様トシ選択科目英語タイプライテング 英語速記ヲ廃ス」と記されている。

- (83) 一九三三年三月三二日申請一九三三年四月一六日結了「立教大学々則中変更認可」（前掲「立教大学 自大正一三年四月至昭和二年五月 第二三冊」）。

- (84) 『立教大学一覽（昭和十三年四月）』（立教大学、一九三八年四月）。
 (85) 『立教大学一覽（昭和十四年度）』（立教大学、一九三九年一〇月）。

予科の学科課程については一九三九年四月から実施するものと記されている（三一頁）。

- (86) 一九三九年二月一四日申請、一九三九年三月一六日結了（一九三九年三月一五〇日認可）立教大学学則変更認可（前掲「立教大学 自大正一三年四月至昭和二年五月 第二三冊」）この時には聖公会神学院の分離と関わる文学部宗教学科の学科課程変更と大学予科の学科課程変更が申請された。

- (87) 一九三九年二月一四日申請、一九三九年三月一六日結了（一九三九年三月一五〇日認可）立教大学学則変更認可」中の「予科ノ制度及学則目変更理由」（前掲「立教大学 自大正一三年四月至昭和二年五月 第二三冊」）。

- (88) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「軍事教練」の項。「近代日本総合年表」（第三版、岩波書店、一九九一年）では、一九三九年三月三〇

- 日に「文部省、大学でも軍事教練を必修とする」とあり。
- (89) 一九二七年一月二八日申請、一九二七年三月二日結了「立教大学々則、予科生徒定員、予科教員定数変更並仮校舎建築認可」より「大学予科教員調」(前掲「立教大学 自大正一五年三月至昭和一年五月 第一冊」)。
- (90) 私立立教学院立教大学『立教大学要覧(大正八—九年)』(一九一九年五月)。
- (91) 前掲『戦時下学問の統制と動員』二〇八頁。
- (92) 一九三七年三月二七日文部省訓令第七号「高等学校高等科修身・国語及漢文・歴史・地理・哲学概説並三法制及経済科教授要目改正」(『官報』第三〇六八号、一九三七年三月二七日)。
- (93) 「高等学校並大学予科教科書二関スル件」一九三八年二月二四日付発図一八号、文部省図書局長発関西学院大学長宛(「文部省関係文書」一九三八年、関西学院学院史編纂室所蔵)。前掲『戦時下学問の統制と動員』二〇八—二〇九頁参照のこと。
- (94) 「高等学校並大学予科教科書目録送付ノ件」一九三九年二月五日付発図二二号、文部省図書局長発関西学院大学長宛通牒(「文部省関係文書」一九三九年、関西学院学院史編纂室所蔵)。
- (95) 文部省図書局『自昭和十三年十一月至昭和十四年十月認可可済高等学校大学予科教科書目録 昭和十五年一月』(奥付欠)、七九頁(一橋大学附属図書館所蔵)。
- (96) 一九四〇年一月二六日文部省令第四二二号「高等諸学校教科書認可規程」(『官報』第四一六七号、一九四〇年一月二六日)。この規程の廃止は、一九四六年二月一八日文部省令第四号(『官報』第五七二七号、一九四六年二月一八日)による。
- (97) 文部省図書局『昭和十六年度使用認可済 高等諸学校教科書目録』(奥付欠)(野間教育研究所図書室所蔵)。
- (98) 「関西学院・予科教科書採定に関する件」(文部省関係)——一九三三—一九四三——(関西学院学院史編纂室所蔵)。たとえば、この中の一九三七年四月一七日付「関西学院大学予科教科書採用認可申請」では、修身、基督教概説、歴史、地理、哲学概論、法学通論、経済通論の各科目で「口授」と記されている。
- (99) 一九四一年一〇月一六日文部省令第七九号(『官報』号外、一九四一年一〇月一六日)。ただし、「遠山郁三日誌」には、一九四一年九月六日の発専一七七号通牒により、学生生徒の卒業時期を三ヶ月繰り上げとする内報がすでに各大学などに伝えられていたことが記され(一九四一年九月八日条、「遠山郁三日誌」一七七頁)、その後、文部省とのやりとりの中で、「立大の如きは学部の卒業のみと解して差支なし。予科には及はず」との回答を得ている(一九四一年九月一六日条、同一八〇頁)。
- (100) 一九四一年一月一日文部省令第八一号(『官報』一九四一年一月一日第四四四六号)。
- (101) 一九四二年三月三〇日文部省令第二七号(『官報』第四五六四号、一九四二年三月三〇日)。なお、同日の一九四二年三月三〇日文部省令第二八号「高等学校教員規程ノ臨時措置二関スル件」を見るならば、高等学校高等科教員免許状について従来の科目目と新たな科目目の対応は、以下のように示されている。「修身」↓「道義科」、「国語又ハ漢文」↓「古典科」、「日本史及東洋史」又は「西洋史」↓「歴史科」、「法制及経済」又は「地理」↓「経国科」、「哲学概説」又は「心理及論理」↓「哲理科」、「数学」又

は「図画」↓「数学科」、「物理」又は「化学」↓「理化学科」、「植物」又は「動物」もしくは「地質及鉱物」↓「博物科」(『官報』第四五六四号、一九四二年三月三〇日)。

(102) 一九四三年三月三十一日文部省令第二十七号(『官報』第四八六三三号、一九四三年三月三十一日)。

(103) 「高等学校高等科教授要綱」は一九四三年三月三十一日文部省訓令第四号、「高等学校高等科修練要綱」は文部省訓令第五号(『官報』第四八六三三号、一九四三年三月三十一日)であるが、そこでは別冊を頒布すると書かれているだけで内容自体は掲載されていない。内容自体を掲載しているのは「近代日本教育制度史料」第五卷(大日本雄弁会講談社、一九五六年)である(四二四―五二四頁)。このうち修練要綱では、生活要項、研修要項、体錬要項が示されており、この体錬要項の指導方針の中で、行軍や航空訓練、海洋訓練、機甲訓練など兵力となるための基礎的な訓練、防空訓練を主とする警防訓練等が具体的に掲げられている。そして集団作業について「集団作業ハ国民勤労報国協力令ニ依リ実施スルモノノ外適宜之ヲ課スベキモ農耕作業ハ力メテ全員ニ必修セシムベシ」(同書、五二三頁)との説明が見られる。

(104) 一九四六年二月一日申請、一九四六年二月一日日結了「立教大学申請学則中変更認可」の提出書類中の「昭和十八年度以降臨時学則」(立教大学 自大正一三年四月至昭和二二年五月 第一三冊)国立公文書館所蔵)。同じものは「立教学院百二十五年史」資料編第三巻にも所収されている。

(105) 一九四三年三月三十一日文部省令第二十七号(『官報』第四八六三三号、一九四三年三月三十一日)。なお、この学科課程と修練について

ての解説では、文科の古典科と歴史科に大きく比重を置いたことを改正の要点としている(文部省「昭和十八年十一月 高等学校高等科教授要綱及修練要綱の解説」(奥付欠)四頁)。高等学校では古典科と外国語科の最低総授業時数は同一であるが、立教大学予科では、古典科より外国語科の毎週授業時数のほうが多い。

(106) 一九四三年一月二〇日勅令第四〇号(『官報』第四八〇五号、一九四三年一月二二日)。大学令第一三条の改正により大学予科の修業年限は二年となった。同日の勅令第三八号の高等学校令改正でも高等学校高等科二年の修業年限となった。

(107) 一九四六年二月一日発号五一号「中等学校及高等学校等修業年限延長二関スル件」(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.131107 19600「公文類聚」第七十編・昭和二十一年・第五十八巻・学事一・大学・中等学校」(国立公文書館)。この通牒で「高等学校高等科及大学予科ノ修業年限ハ之ヲ三年トス」と示された。

(108) 一九四七年四月五日申請、一九四七年五月五日日結了「立教大学申請学則中変更認可」(立教大学 自大正一三年四月至昭和二二年五月 第一三冊)国立公文書館所蔵)の提出書類に綴られているもの。これが旧制の大学予科として最後の学科課程になったと考えられる。

(109) 一九四三年一〇月の在学徴集延期の停止は、その時点で満二〇歳以上の学生・生徒を兵力として徴集するものであったが(いわゆる「学徒出陣」、すでに、一九四一年一〇月一六日勅令第九二四号(一九四一年一〇月一六日『官報』号外)の修業年限臨時短縮で一九四一年度に三ヶ月短縮、一月一日には、一九四二年度の大学学部・大学予科・高等学校高等科、専門学校、実業専門学

校における卒業学年在籍者の修業年限を六ヶ月短縮することが決定（一九四一年一月一日文部省令第八一号。『官報』一九四一年一月一日第四四四六号）、繰り上げ卒業が始まっていった。一九四一年一月、大学学部を三ヶ月短縮で卒業した対象者は、留年・休学などがなければ大学予科に一九三六年四月に入學し、学部へ一九三九年四月に進學していたことになる。

- (110) 本項については、奈須恵子「立教大学における教育と戦争―戦時動員と教育の変容に過程に着目して―」（『立教学院史研究』第三号、二〇〇五年三月、七四―一五五頁）参照。軍事教練などの強化を兵力動員の準備的施策として位置づけ、食糧増産、開墾、土地整備、軍事工場勤務などを勤労働員として位置づけている。また、勤勞奉仕、勤勞作業などについても、総称としての勤労働員の中にもめる場合がある。

- (111) 『近代日本教育制度史料』（第七卷、大日本雄弁会講談社、一九五六年）一九一―一九三頁。
 (112) 同右、一九一―一九三頁。
 (113) 『遠山郁三日誌』一九四〇年一月一日条（『遠山郁三日誌』七一頁）。日誌自体には二月三日と書かれているが、前後の内容から一月一日と判断できる。
 (114) 『遠山郁三日誌』一九四一年三月十三日条。三月七日の決定について記載（『遠山郁三日誌』一〇六頁、同一九四一年四月二十九日条（同二二二頁））。
 (115) 「改善の余地なきや 午後の鍛錬再検討」（『立教学院学報』第七卷第八号、一九四一年六月七日）二面。
 (116) 「遊学気分を棄てて武士の心で行け」（『立教学院学報』第七卷第七

号、一九四一年五月六日）一面。

- (117) 「改善の余地なきや 午後の鍛錬再検討」（『立教学院学報』第七卷第八号、一九四一年六月七日）二面。
 (118) 「錬成科目も正科に編入―成績は学科と二本立―」（『立教大学新聞』第一号、一九四一年一〇月一日）一面。

- (119) 「改善の余地なきや 午後の鍛錬再検討」（『立教学院学報』第七卷第八号、一九四一年六月七日）二面。
 (120) 「予科鍛錬休講」（『立教大学新聞』第三号、一九四一年一月一日）一面。

なお、この一九四一年度の卒業繰り上げ三ヶ月短縮と関わって、高等学校高等科や大学予科には一九四一年一月一八日の通牒「高等学校高等科二関スル臨時措置二関スル件」が出され、高等科二年（大学予科二年）は、卒業まで毎週教授時数を文科理科ともに三六時間まで増加し得ること、文科の自然科学や理科の国語及漢文、心理は一九四一年一月末日で打ち切りとすること、文科と理科の外国語の毎週教授時数は一九四一年二月一日以後四時間以内に減じ得ること、第二学年の学科課程はなるべく速やかに終了し、第三学年の課程の一部を第二学年で教授すること、等が指示された（『近代日本教育制度史料』第五卷、大日本雄弁会講談社、一九五六年、三三九頁）。

- (121) 『遠山郁三日誌』二七二頁、三八六―三八七頁。一九四二年四月四日条と四月七日条の間に、四月七日のメモとして記載されたもの。
 (122) 『遠山郁三日誌』一九四一年一月二日条（『遠山郁三日誌』八六頁）。

- (123) 同右及び「遠山郁三日誌」一九四一年四月九日条（『遠山郁三日誌』一二六頁）。配属将校下永憲次大佐からの指示によるもの。
- (124) 一九三九年三月三十一日「集団勤労作業実施二関スル件」ではすでに、夏季または冬季休業のみに限らず「随時之ヲ行ヒ出欠点検ヲ為ス等正科ニ準ジテ」取り扱うとされていた。前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、二〇―二二頁。
- (125) 『立教学院学報』（第五卷第八号、一九三八年一〇月四日）。前掲「立教大学における教育と戦争―戦時動員と教育の変容に過程に着目して―」一〇六―一五頁参照。
- (126) 『立教学院学報』（第六卷第三号、一九四〇年八月二五日）。前掲「立教大学における教育と戦争―戦時動員と教育の変容に過程に着目して―」一〇六―一五頁参照。
- (127) 一九三九年については、教学局『昭和十五年三月興亜青年勤労報 国際学生隊報告並感想文集』（一九四〇年三月）、『立教学院学報』（第六卷第一号、一九四〇年一月二八日）、一九四〇年については、教学局『昭和十六年三月興亜学生勤労報 国際報告書』（一九四一年九月）、「遠山郁三日誌」一九四〇年六月二日、六月八日、七月六日、七月二三日の各条（『遠山郁三日誌』三三三、三五、四二、四四頁）。『立教学院学報』（第六卷第三号、同巻第四号、一九四〇年六月二五日、一〇月一七日）。
- (128) これは、一九四三年六月の閣議決定「学徒戦時動員体制確立要綱」において「教育錬成内容ノ一環トシテ戦時動員体制ヲ確立」し、勤労動員の強化が示された時期にあたる。前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、三頁。
- (129) 宮本馨太郎「戦中日記抄」（『史苑』第二八巻第一号、一九六七年一二月）。前掲「立教大学における教育と戦争―戦時動員と教育の変容に過程に着目して―」九六頁、参照。
- (130) 立教大学文学部史学科出身。助手を経て、文学部の閉鎖までは文学部講師、閉鎖後に経済学部と予科で授業を担当した。戦後、文学部史学科の教授となる。
- (131) 前掲「戦中日記抄」。前掲「立教大学における教育と戦争―戦時動員と教育の変容に過程に着目して―」八九―九〇頁、参照。宮本の日記によると、この予科の「国史」では、「前年文部省が編集・発行した『国史概説』を教科書としてしようするよう要請された」とある。なお、日記を見る限り、経済学部の「民族学」は一九四三年一〇月以降、事実上殆ど休講にせざるを得なかったことがわかるが、四四年九月以降経済学部一年生のために開講された「東亜民族誌」では、曜日を変えながらも、四四年九月二一日から四五年七月一六日まで講義が行なわれていたことが判明する。
- (132) 「遠山郁三日誌」一九四一年六月二六日条（『遠山郁三日誌』一五九頁）。
- (133) 「遠山郁三日誌」一九四一年六月二六日条（『遠山郁三日誌』一六〇頁）。
- (134) 前掲「遠山郁三日誌」一九四一年一〇月二九日条には、一九四一年一〇月一六日の通牒、発専第一九四号「実業学校卒業生及専門学校、実業専門学校等の卒業生の上級学校進学に関する件」において「実業学校卒業生の大学予科入学志望には、出身校長の推薦書なくば受理せず、許可し得る数は、昭和卅以降五年間毎年入学許可者の平均。学部も同様。定員に余裕ある限り」との内容が

指示されたとの記載が見える。またこの通牒は「昨年の十一月十七日発実第九四号、(昨年の) 二月九日発実第一〇四号に代わるものである、とも記している(『遠山郁三日誌』二〇一頁)。このうち、一九四〇年二月九日発実一〇四号については、『近代日本教育制度史料』(第六卷、大日本雄弁会講談社、一九五六年、四八九〜四九〇頁)にあり、実業専門学校卒業者の上級学校受験の際には学校長の推薦書が必要であること、帝国大学及官公私立大学が実業専門学校卒業者の入学を許可し得る員数は、一九三七年度以降三年間に入学を許可した者の一年当たりの平均数をこの三年間の募集生徒定員の平均値で除した割合を超過しないことが示された。いずれにせよ、一九四一年一月時点で、実業学校卒業者の翌年度の大学予科入学が制限されたことは確実であると推測できる。

(135) 「来年度経済学部 学部編入を許さず」(『立教大学新聞』第三号、一九四一年二月一日)一面。「遠山郁三日誌」一九四一年一月二日条では、「募集人員 予科二四〇名 実員三二〇と定む(九月補欠入学を許可)／学部 文学部のみ若干名、予二年補欠は募集せず」とある(『遠山郁三日誌』二二六〜二二七頁)。

(136) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月三日条(『遠山郁三日誌』二五〇頁)、『慶應義塾百年史』(中巻(後)、一九六四年)の「入学定員の増減」の項(八五〇〜八五三頁)でも、一九四二年一月二七日の通牒「学生生徒定員に関する件」に言及している。この時、慶應義塾に提示された超過してはならない入学定員数のうち予科については、予科文学部八〇、予科経済学部七二〇、予科法学部二四〇、予科医学部二二〇であった。

(137) 『昭和二十年九月一日現在 学生生徒教調』(奥付なし)(野間教育研究所図書所蔵)の「私立大学予科入学志願者入学者現在生徒数」。

この冊子の中には、立教大学の学部の学生数なども記されており、経済学部は商学科と経済学科で入学定員二四〇名、一九四五年四月入学者二一八名(内一九八名休学者、一名外国人)、一九四四年四月入学者一六七名(内一四三名休学者)、「二学年相当者」三一四名(内二九五名休学者、一名外国人)、「三学年相当者」七九名(内三八名休学者)で合計七七八名(内六七五名休学者、二名外国人)とある。また、入学定員や一九四五年四月入学者は空欄であるが、文学部の英文学科は合計五名(内五名休学者)、史学科は合計八名(内八名休学者)、哲学科は合計一〇名(内一〇名休学者)、宗教学科は合計三名(内休学者三名)と記載されている。

(138) 「戦前の立教生活 住田篤さん(昭和一六年卒業)に聞く」(聞き手・山中一弘、豊田雅幸、編集・山中一弘)(『立教学院史研究』第五号、二〇〇七年一〇月)九五〜一二三頁。一九三五年に予科に入学した住田篤は、予科五クラスで文科が二クラスでAとB、商科が三クラスでC・D・Eと述懐している(二〇二頁)。また、立教大学振助会『予科在学生名簿 昭和十五年六月』(一九四〇年六月)では、一九三八年度入学の三年生は五クラス、三九年度入学の二年生と四〇年度入学の一年生は六クラス編成であり、立教大学振助会『予科在学生名簿 昭和十六年六月』(一九四一年六月)では、四一年度入学生を含めて三学年すべて六クラス編成である。

(139) 一九二八年二月五日勅令第三八九号「高等学校令」(『官報』第一九〇三号、一九二八年二月六日)。

(140) 六〇〇名から七二〇名への定員増員の申請の際にも、「一学年一学級(四〇名)増加スルコトナルモ、教員、教室に支障は来さない、と説明している(一九三九年二月一四日申請、一九三九年三月一六日結了(一九三九年三月一五日認可)。「立教大学学位変更認可」立教大学 自大正二三年四月至昭二二年五月 第一三冊)国立公文書館所蔵)。

(141) 一九三五年度予科入学生については、前掲「戦前の立教生活 住田篤さん(昭和一六年卒業)に聞く」一〇二頁による。一九四〇年度予科入学生については、立教大学振励会『予科在学生名簿 昭和十五年六月』(一九四〇年六月)による。

(142) 前掲「戦前の立教生活 住田篤さん(昭和一六年卒業)に聞く」一〇二頁。一年の最初には一クラス「六十何人かいたクラスが予科三年修了するときには、三十二人」になったとの述懐が見られる。

(143) 「遠山郁三日誌」一九四〇年二月三日条(『遠山郁三日誌』七六頁)。

(144) 「遠山郁三日誌」一九四一年一月四日条(『遠山郁三日誌』二〇五頁)。

(145) 「遠山郁三日誌」一九四二年四月二八日条(『遠山郁三日誌』二八三頁)。

(146) 前掲『予科在学生名簿 昭和十五年六月』(一九四〇年六月)、前掲『予科在学生名簿 昭和十六年六月』(一九四一年六月)。現時点で立教大学予科の名簿の存在が確認できているのは、一

九四〇年度と一九四一年度の二年間分に限られている。一九四一年度に急激に生徒数を減らす直前、立教大学予科の生徒数がピークに達していたときの名簿であるが、名簿はクラスごとに生徒の姓名と出身学校が記されている。『文部省年報』の「大学予科入学者の従前の教育一覽」(巻末資料の表3参照)のカテゴリーとは異なる分け方となり、廃校や新制以降の校名の変化などにより、詳細が不明な学校もいくつかあるため、分類の精度としてはまだ課題が残る。

(147) 前掲『予科在学生名簿 昭和十五年六月』(一九四〇年六月)。二年D組で暁星中学校出身者九名、立教中学校出身者五名、二年E組で暁星中学校出身者三名、立教中学校出身者二名、明治学院中学校出身者二名、三年A組で暁星中学校出身者四名、立教中学校出身者三名、三年D組で明治学院中学校出身者三名、立教中学校出身者三名。

(148) 「立教中学校 上級学校入学者調 各年度」中の「昭和十五年四月度 上級学校入学者名簿」(立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)。

(149) 前掲『予科在学生名簿 昭和十五年六月』(一九四〇年六月)。

(150) 「遠山郁三日誌」一九四一年三月二五日条(『遠山郁三日誌』一一頁)。

(151) 「遠山郁三日誌」一九四二年三月三日条(『遠山郁三日誌』二六〇頁)。

なお、立教中学校の卒業者数や半途退学者については、油井原均「資料 旧制立教中学校の在籍生徒数・入学者状況・卒業／半途退学者数・教員数」(『立教学院史研究』第八号、二〇一一年三

月)に詳しい。

(152) 「遠山郁三日誌」一九四二年七月一日条(『遠山郁三日誌』三一五頁)。入学試験委員会についての記載。

遠山は、「立中より無試験入学資格者(四年修了八十点以上、五年卒は七十五点以上、席次は半は以上)は、他校へ入学願書提出の都合上、四年修了の成績と五年二期の成績により、席次は生徒数増加せしに應し五十番以上とし、特選クラス在学者中より取る。人物考査は中学に一任し、体格検査は聖ルカに於てA Bの者とす」と書き残しており、立教中学校の生徒数増加、即ち卒業生増加に伴って、これまでの条件に変更を加える(席次半分以上から、五十番以上へ変更)するとしている。

(153) 「立教中学校 上級学校入学者調 各年度」より(立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)。

この入学者調査に記載された限りでは、一九三五年度(一九三五年四月)上級学校入学者に関しては、立大商科二四名、立大文科は〇名である。

(154) 一九三九年二月一日申請、一九三九年三月一日結了(一九三九年三月一日認可)立教大学学則変更認可」中の「予科ノ制度及学課目変更理由(立教大学 自大正一三年四月至昭二二年五月 第一三冊)国立公文書館所蔵)。

(155) 「遠山郁三日誌」一九四一年六月一日条(『遠山郁三日誌』一四八頁)。

(156) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月一日条(『遠山郁三日誌』三三八頁)。

(157) 一九三九年三月の兵役法施行令中改正(一九三九年三月二四日

勅令第七五号。『官報』第三六六四号、一九三九年三月二五日)

で、大学予科は基本的に満三歳まで在学徴集延期期間とされたが、一九四一年一〇月の「在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件」(一九四一年一〇月二六日陸軍・文部省令第二号。『官報』号外一九四二年一〇月一六日)により大学予科は基本的に満二歳までに引き下げられた。この時の「入営者9」名は、この在学徴集延期の期間が終了した対象者だったことを意味する。

(158) 「遠山郁三日誌」一九四〇年一〇月二八日条(『遠山郁三日誌』六六頁)。

(159) 「遠山郁三日誌」一九四一年六月一日条(『遠山郁三日誌』一四八頁)。

(160) 「遠山郁三日誌」一九四一年六月二六日条(『遠山郁三日誌』一五九頁)。

(161) 「遠山郁三日誌」一九四一年二月七日条(『遠山郁三日誌』二〇六―二〇七頁)。

(162) 「遠山郁三日誌」一九四一年一月一日条(『遠山郁三日誌』二〇九頁)。

(163) 「遠山郁三日誌」一九四一年一月一日条(『遠山郁三日誌』二二四頁)。

(164) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月二〇日条(『遠山郁三日誌』二四六頁)。試験日は二月二〇日で、簿記、商業数学、文学概論、漢文の試験担当者が記され、受験者(申込者か)は、商科から文学部へは四名、文科から経済学部へは六名とある。

(165) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月三〇日条(『遠山郁三日誌』二五〇頁)。

- (166) 「遠山郁三日誌」一九四二年二月三日条(『遠山郁三日誌』二五一頁)。
- (167) 「遠山郁三日誌」一九四二年七月三日条(『遠山郁三日誌』三一〇頁)。
- (168) 「遠山郁三日誌」一九四二年一〇月一日条(『遠山郁三日誌』三三八頁)。
- (169) 立教学院史資料センターには、一九三二(昭和六)年から一九四三(昭和一八)年まで文部省に提出された専任教員・兼任教員の報告書があり、そこに「給料又八月手当」の項目があるが、無給の教員がいる。ただし、外国人教師であっても有給の人もいる。
- (170) 「英語学教師雇入ノ件 英国人 エッチ、ヂエー、バード(大正元年八月二〇日 山下源太郎より坂本俊篤宛文書)」[JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:C08020218900 明治四五年〜大正元年・公文備考・巻163・外国人(防衛省防衛研究所所蔵)。金子尚一「へんなガイジン」(『回顧九十年…わが師 わが友 わが学園』聖公会出版、一九九一年)二三一頁。
- (171) 高橋広『英米文学』の発刊とその前後(『英米文学』第三〇号、一九六九年一月)二〇五〜二二頁。
- (172) 『別冊英米文学 英米文学科のあゆみ——戦前より1980年代まで』(一九九一年三月)所収、年表、三頁によると一九五二年六月。
- (173) 秋山徹夫「芝生と椅子と岡倉先生のことなど」(『英米文学研究室』第二号、一九六七年五月)一四頁。
- (174) 吉田信一・前田昌彦・小林健二「飯島淳秀先生に聞く」(『英米文学』第五〇号、一九九〇年三月)二〇五頁。
- (175) 秋山徹夫「戦前の英文科回顧」(『英米文学』第四八号、一九八八年三月)一〇九頁。
- (176) 『立教大学要覧(大正八―九年)』(私立立教学院立教大学、一九一九年、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)七〇〜七五頁に名簿、毎年数名。
- (177) 「人格的接触を重視した教授法/哲学科でテューターシステムを採用す」(『立教大学新聞』第九九号、一九三二年四月二八日)三画。
- (178) 『日本人名大辞典』(講談社、二〇〇一年)には「大正一二年立大教授となる」とある。
- (179) 勝木渥『曾福武——忘れられた実験物理学者』(續文堂出版、二〇〇七年)。
- (180) 同右。
- (181) 戦後は立教に戻らず、武蔵大学・金沢大学教授を経て九州大学教授。早くから実存主義哲学に取り組み、ハイデッガー、ヤスパースらを紹介。七〇年安保に向けての学園闘争のさなか、一九六九(昭和四四)年九月九日自殺(『日本人名大辞典』)。
- (182) 「小沢淳男先生主要略歴・業績目録(小沢淳男先生退任記念号)」(『秋田経済大学・秋田短期大学論叢』第三二号、一九八三年三月)六〜八頁。
- (183) 『米山駿二氏記念 心理学実験室小史』(一九三七年、一頁)には一九二七年に来学とあり。
- (184) 「哲学科の講座確定/来学年度から」(『立教大学新聞』第六二号、一九二八年三月五日)三画。
- (185) 「哲学科の特典/新たに心理論理学の高等教員無試験検定付与」

- (176) 『立教大学新聞』第一〇五号、一九三一年一月二日、二面。
 立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』(学校法人立教学院事務局、一九六〇年)一三五頁。
- (187) 牛島義友「立教大学心理学実験室」(米山駿二氏記念 心理学実験室小史)一九三七年、二頁。
- (188) 前掲「立教大学心理学実験室」八頁。
- (189) 「田中正吾(たなかせい)」教授略歴・主要業績(『大阪大学人間科学部紀要』第一二号、一九八五年三月)二八六頁。
- (190) 松平信久「教育学科五十年小史(教育学科創立五〇周年記念特集)」(『立教大学教育学科研究年報』第五六号、二〇一三年三月)一七三頁。「淡路圓治郎先生略歴および著書」(『応用社会学研究』第四号、一九六一年三月)二二三～二四頁。淡路は東京大学教授を退職後、文学部社会学科教授を経て、社会学部初代学部長。
- (191) 相沢二郎「『社会福祉』の夜明け前」(立教大学社会福祉ニュース)第五号、一九七二年七月。
- (192) 鳥津一夫「森脇要先生の定年御退職にあたって」(森脇要先生御略歴)(『立教大学心理学研究年報』第一九号、一九七五年九月)。
- (193) 『立教大学一覽』(一九三四年)一三頁。
- (194) 一九二八年一月二〇日申請、二月九日起案、三月二日結了「聖公会神学院学則中変更認可」(自大十三年七月 京都専門学校 関東学院 聖公会神学院 第二四～二六冊)国立公文書館所蔵)。
- (195) 前掲「立教大学一覽」(一九三四年)一三頁、四〇～四二頁。宗教学科専任教授の小林彦五郎は、立教女学院校長を兼任していた。
- (196) 『立教大学一覽』(一九三八年)三八～四〇頁。
- (197) 大江滿「立教大学と聖公会神学院の二重学籍制度」(江島尚俊・三浦周・松野智章編『戦時日本の大学と宗教』大正大学総合仏教研究所叢書第三二卷、法蔵館、二〇一七年)二一六頁。
- (198) オードリー・サンスベリー・トークス、松平信久・北條鎮雄訳『二つの日本——真珠湾までの一〇年間』(聖公会出版、二〇一三年)一八七、一八八頁。
- (199) 松平惟太郎「聖公会神学院史」(『神学の声』第三卷第一号、一九五六年六月)一七頁。
- (200) 宮本馨太郎「宮本馨太郎日記」一九四三年一月二四日条参照。
- (201) 大江は、この二重学籍制度の完全廃止の背景には、当時の立教学院幹部が日本聖公会の合同派と連携し、聖公会神学院幹部は非合同派と連動していたことがあると分析する。「戦時下のプロテスタント教会合同問題で日本聖公会を組織解体に追い込んで日本基督教団に加入した合同派と幹部が重なる立教学院関係者は、大学を存続させるために建学の精神であるキリスト教主義教育を放棄し、その後立教大学文学部宗教学科も『閉鎖』された。それは作爲的な解消措置であった」(前掲「立教大学と聖公会神学院の二重学籍制度」二三六、二三七頁)という大江の指摘は、立教大学の戦争責任を考える上でも極めて重要な指摘であるといえよう。
- (202) 「史学研究室で『史苑』を編纂／斯界名士の後援で／第一号は十月発行」(『立教大学新聞』第六九号、一九二八年九月二十五日)二面。
- (203) 『立教学院学報』(第四卷第一号、一九三七年一月、一頁)に「学内に於ける刊行物」リスト。
- (204) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月二八日条(遠山郁三日誌)。
- (205) なお、この時に名誉教授に関する規定草案が作成されている点、

- 「遠山郁三日誌」一九四二年一〇月七日条（『遠山郁三日誌』三四一頁）。
- (206) 「遠山郁三日誌」一九四二年三月二四日条（『遠山郁三日誌』二六九頁）。
- (207) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月一七日条では藤本を教授とするかどうかが議論になっている（『遠山郁三日誌』二五三頁）。
- (208) 「遠山郁三日誌」一九四二年六月二日条（『遠山郁三日誌』三〇三頁）。
- (209) 「春の史学科たより」〔立教学院学報〕第六卷第二号、一九四〇年五月二八日）八面。
- (210) 前掲「立教学院八十五年史」二三五頁。駒井和愛「立教大学の標本室」（『ムゼイオン』第一号、一九五七年一月）三頁。手塚隆義「追悼 駒井和愛先生——立教大学と駒井先生」（『貝塚』第八号、一九七二年二月）六頁。
- (211) 中川成夫「史学科と博物館学講座」（『立教大学史学会小史』立教大学史学会、一九六七年）一七七～一七九頁。同「東大考古学科創設のころ」（『歴史考古学の方法と課題』雄山閣出版、一九八五年）。「Museum 立教大学博物館研究」（第三二号、一九八六年一月）は「中川成夫先生退職記念特集」号として、中川の博物館関係執筆目録と年譜を掲載。
- (212) 「遠山郁三日誌」一九四〇年一〇月二八日条（『遠山郁三日誌』六六頁）。
- (213) 「遠山郁三日誌」一九四一年六月二六日条（『遠山郁三日誌』一五九～一六〇頁）。
- (214) 「来年度経済学部／学部編入を許さず」（『立教大学新聞』一九四一年二月一〇日）一面。「遠山郁三日誌」一九四一年二月二日条（『遠山郁三日誌』二二六～二二七頁）も参照。
- (215) 「遠山郁三日誌」一九四二年一月三日条（『遠山郁三日誌』二四九頁）。慶応義塾編『慶應義塾百年史』（中巻（後）、慶応義塾一九六四年）八五〇～八五三頁も参照。
- (216) 「遠山郁三日誌」一九四一年一月七日条（『遠山郁三日誌』二〇六～二〇七頁）。この報告は二月六日に受けている。
- (217) 同右。
- (218) 「遠山郁三日誌」一九四一年一月三日条（『遠山郁三日誌』二二一頁）。
- (219) 聖公会神学院との二重学籍制度については、前掲「立教大学と聖公会神学院の二重学籍制度」参照のこと。
- (220) 「遠山郁三日誌」一九四二年二月二八日、三月五日条（『遠山郁三日誌』二五八、二六二頁）。改訂した学科課程案は一九四二年二月八日申請、一九四三年二月二日結了「立教大学学則申変更認可」（自大一三年四月至昭和三年五月 立教大学 第二三冊）国立公文書館所蔵）。
- (221) 「遠山郁三日誌」一九四二年六月二日、六月十二日、六月二十四日、八月二六日条（『遠山郁三日誌』二九八、三〇三、三〇八、三二五～三二六頁）など。
- (222) 「遠山郁三日誌」一九四一年一月二日、一月一九日、一九四二年二月一六日の各条（『遠山郁三日誌』二〇九、二二三、二三四頁）。
- (223) 「遠山郁三日誌」一九四二年九月七日条（『遠山郁三日誌』三三九頁）。

- (214) 「文学部兼任教員(昭和十七年四月二十日現在)」(『遠山郁三日誌』四七八〜四八三頁。
- (225) 「文学部兼任教員(昭和一八年四月二〇日現在)」(『遠山郁三日誌』四九五〜四九九頁。
- (226) 「立教大学 昭和十八年度以降臨時学則」は、一九四六年二月一日申請、一九四六年二月二日結了「立教大学申請学則中変更認可」(『自大一三年四月至昭三二年五月 立教大学 第一三冊』国立公文書館所蔵)にあり。
- (227) 「遠山郁三日誌」一九四一年二月一〇日条、一九四二年九月一五日条(『遠山郁三日誌』二三三、三三三頁)。この九月一五日の部長会に関する「遠山郁三日誌」の記録の中に、河西部長が、学則から「キリスト教主義の文字抹殺」を希望すると発言したとの記載が見られる(学則第一条(第一章総則内)の末段『国家思想の涵養及基督教主義に基づく人格の陶冶』中のキリスト教主義の文字抹殺方希望の旨、河西部長より申出あり)。
- (228) 「遠山郁三日誌」一九四二年五月三日条(『遠山郁三日誌』二九四頁)では、文学部哲学教科教員会についての報告を受け、哲学教科教員会では、「結局事勿れ主義に終るもの、如し。兎に角立案提出を希望せり」と、遠山が改訂案立案をうながす様子が記されている。
- (229) 「本大学の拡張」(『ムサシノ』第五号、一九三三年二月二日)七面。
- (230) 「学長の意図に成れる法経学部の創設／新年度を待つて一意抱負の実現へ」(『立教大学新聞』第二七号、一九二六年一月五日)三面。
- (231) 「学部の独立を叫び経済学科大会／九月下旬開催の予定／引続き猛運動開始か」(『立教大学新聞』第四〇号、一九二六年八月二五日)一面。
- (232) 「事務取扱を廃せと学長推戴運動起る／大学寛革正の第一歩に経済科独立も附帯して 気漲る中心の経済科」(『立教大学新聞』第四一號、一九二六年九月一五日)一面。
- (233) 「昭和六年度立教大学生徒募集」(『立教大学新聞』第九五号、一九三一年一月二日)一面。
- (234) 立教大学『立教大学一覽』(一九三三年三月)一四〜一七頁。
- (235) 榛名讓『大学評判記』(日本評論社、一九三三年)一〇一〜一〇二頁。(『立教学院百二十五年史』資料編第一卷、七九九頁所収)。
- (236) 立教大学『立教大学一覽』(一九三四年五月)七頁、二一〜二二頁。
- (237) 鈴木圭介『立教経済学研究』創刊のころ』(『立教経済学研究』第二八卷第三・四号、一九七四年一月)五五九頁。
- (238) 東京大学経済学部編『東京大学経済学部五十年史』(財団法人東京大学出版会、一九七六年)三三〜三七頁。なお、このとき本位田祥男、中西寅雄らも「平賀爾学」に抗議をして辞表を提出している。
- (239) 「田辺教授訓辞」(『立教学院学報』第六卷第二号、一九四〇年五月二八日)二面。
- (240) 田辺忠男「就任の言葉」(『立教学院学報』第四卷第四・五号、一九三七年五月)九頁。
- (241) 東京大学アメリカ研究資料センター編「鈴木圭介先生に聞く」*AMERICAN STUDIES IN JAPAN ORAL HISTORY SERIES, Vol. 11,*

- 1981, p.6.
- (242) 「新任教授及講師住所」〔立教学院学报〕第四卷第六号、一九三七年六月、七頁。
- (243) 前掲『立教経済学研究』創刊のころ』五五八頁。なお、このとき鈴木圭介とともに朝鮮からの留学生であった李容漢も助手に採用されているが、李はのちに母国の普成専門学校の教職に就いた。
- (244) 「人事異動／学部新任」〔立教学院学报〕第六卷第二号、一九四〇年五月二十八日、二面。
- (245) 鈴木圭介「昭和一〇年頃の大塚先生」〔大塚久雄著作集 月報〕一、岩波書店、一九六九年一月、七頁。
- (246) 前掲『立教経済学研究』創刊のころ』五六二―五六四頁。
- (247) 「立教大学に学位規程認可さる―経済学部から博士」〔立教学院学报〕第六卷第二号、一九四〇年五月二十八日、一頁。
- (248) 諸井忠一・田辺邦彦「特輯 立教大学経済学会十年史」〔立教大学経済学会誌〕第一八号、一九四〇年二月、一三一頁。
- (249) 「立教大学経済学会々々則」第二条、第三条〔立教大学経済学会誌〕第一六号、一九三七年二月、七〇頁。
- (250) 「演習報告」〔立教大学経済学会誌〕第一七号、一九三九年三月、六五―七四頁。
- (251) 「演習報告」〔立教大学経済学会誌〕第一八号、一九四〇年二月、一五九―一六六頁。
- (252) 「二年間の回顧」〔立教大学経済学会誌〕第一七号、一九三九年三月、七五頁。学生生活実態調査について、詳しくは前田一男「戦時下の学生生活」(老川慶喜・前田一男編著『ミッシヨン・ス
- クールと戦争―立教学院のディレンマ』東信堂、二〇〇八年)を参照のこと。
- (253) 宮川英一「経理課所蔵資料『収納簿』から見た立教大学学生・生徒の在籍者数推計(二)―一九三二年度より一九三七年度まで」〔立教学院史研究〕第一九号、二〇二二年、一三頁。
- (254) 本籍地と保護者・当事者の現住地が異なるケースもある。後述の尹東柱のように、本籍地は朝鮮であるが、中国東北地方から朝鮮へ留学する事例が見られる。
- (255) 「学事年報々告ノ件」(立教大学々長杉浦貞二郎発文部大臣官房文書課長宛一九三二年七月五日)中の「甲号表二 公立私立大学表 其ノ一 学部 昭和六年度立教大学」(昭和六年度起 学事年報報告綴(一))立教学院史資料センター所蔵)。
- (256) 日本「内地」で学んだ朝鮮・台湾出身の学生・生徒(本文中では、朝鮮出身者あるいは朝鮮人、台湾出身者あるいは台湾人と表記)を「留学生」と呼称することについては、留保すべき点のあることが指摘されている。植民地出身者は「一国としての留学生でもなく」、「疑似的外国人留学生」という側面を持っていた(紀旭峰「戦前期早稲田大学のアジア人留学生の軌跡」、李成市・劉傑編著『留学生の早稲田―近代日本の知の接領域』早稲田大学出版部、二〇一五年、七四頁。佐藤由美は、朝鮮出身者の場合、「韓国併合」以降も「留学生」という呼称が継続して用いられた一方、朝鮮からの渡航者と日本「内地」在住者が混在すること、当事者において「当時は『留学』という意識ではなく『進学』であった」という証言もあることをふまえ、「言語や文化を異にする『内地』に進学の機会を求め、一定期間、継続して就学してい

- た」存在として、カギ括弧を付した「留学生」という表現を用いている（佐藤由美「大正・昭和戦前期の中等教育機関と朝鮮人『留学生』」『人文科学年報』第五二号、専修大学人文科学研究所、二〇二二年、一〇九～一〇頁）。
- (257) 前掲「経理課所蔵資料『収納簿』から見た立教大学学生・生徒の在籍者数推計(一)」——一九三二年度より一九三七年度まで」一四頁。
- (258) 「遊学生」(『読売新聞』一八九五年三月二日) 朝刊二面。
- (259) 松蹊生「征韓紀行(其五)」(『教界評論』第四三号、一八九五年八月) 三二頁。
- (260) 黄雲「旧韓末『日語学堂』の設立時期と地域に関する研究——次史料の考察を中心に」(『日本語教育』第六四輯、韓国日本語教育学会、二〇一三年) 八一～八二頁。
- (261) 稲葉継雄「官立漢城外国語学校について——日語学校を中心に」(『韓』第一〇三号、韓国研究院、一九八六年八月) 二六一～二六二頁。
- (262) 榎谷祐一「감오개혁기 도입유학생 과정의 전개와 중단 과정(甲午改革期渡日留学生派遣政策の展開と中断過程)」(『韓国史学報』第五六号、二〇一四年八月) 二二〇～二二二頁。
- (263) *SM, June 1895, p. 242.*
- (264) 松蹊生「征韓紀行」(『教界評論』第三九号、一八九五年三月) 一四頁。松蹊生「征韓紀行(結尾)」(『教界評論』第四五号、一八九五年一〇月) 三三頁。
- (265) 「朝鮮伝道」(『教界評論』第三七号、一八九五年一月) 二〇頁。
- (266) 前掲「官立漢城外国語学校について——日語学校を中心に」
- (267) 大韓聖公会百年史編纂委員会編『大韓聖公会百年史』(大韓聖公会出版部、一九九〇年) 三五頁。
- (268) 松蹊生「征韓紀行」(『教界評論』第四〇号、一八九五年五月九頁。同前第四一号、一八九五年六月、三五頁。同前第四二号、一八九五年七月、三〇～三三頁)。
- (269) 前掲「征韓紀行(其五)」三二頁。
- (270) *SM, June 1895, p. 241.*
- (271) *SM, June 1895, p. 238.*
- (272) 前掲「征韓紀行(其五)」三二頁。
- (273) 前掲「征韓紀行(結尾)」三三頁。
- (274) 同右、三三頁。
- (275) 「校事一束、朝鮮学生の入校」(『八絃』第二号、立教学校文学会、一八九五年五月) 九三頁。
- (276) 松谷基和「押川方義と朝鮮の關係史序説——朝鮮伝道計画から大日本海外教育会へ」(『東北学院史資料センター年報』創刊号、二〇一六年) 四八頁。
- (277) 「校事一束、朝鮮学生の入校」(『八絃』第二号、立教学校文学会、一八九五年五月) 九三～九四頁。
- (278) 姜兌玟・具知會・西沢直子「明治期慶應義塾への朝鮮留学生(三)」(『近代日本研究』第三三卷、慶應義塾福沢研究センター、二〇一七年) 三六八～三六九頁。
- (279) 「早稲田記事」学生祝捷大運動会」(『中央時論』第一二号、中央学会、一八八五年五月) 六〇頁。
- (280) 「築地聖三一教会『クリスマス』」(『教界評論』第四八号、一八

九六年一月)三五頁。

(281) 『会員名簿』(立教大学校友会、一九九九年)九頁。

(282) 山田昭次「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」(前掲『ミツシヨン・スクールと戦争』四二〇頁)。

(283) 「青年留学生玄海에(に) 投身/뫼고대하다니하생이」(立教大学に通っていた学生が)『毎日申報』一九二八年五月二日)二面。
「遠山郁三日誌」一九四二年八月一九〜二〇日条(遠山郁三日誌)三三二頁)。

(284) 宮川英一「経理課所蔵資料「収納簿」から見た立教大学学生・生徒の在籍者数推計(一)——一九二三年度より一九三〇年度まで」(『立教学院史研究』第一八号、二〇二二年)二四〜二七頁。

(285) 紀旭峰「大正期台湾人の「日本留学」研究(龍溪書舎、二〇一二年)一五九頁。裴始美「李相佰、帝国を生きた植民地人」(前掲『留学生の早稲田——近代日本の知の接触領域』二二五頁)。

(286) 内務省警保局「在京朝鮮留学生概況」一九二五年二月(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第一巻、三一書房、一九七五年、三二二〜三二四頁)。「朝鮮学生在学々校別」(『奨学部報』第一七号、朝鮮教育会奨学部、一九三三年五月、二〜三頁(裴始美編『在日朝鮮人留学生資料』第二巻、緑蔭書房、二〇一二年、四八六〜四八七頁)。

(287) 「本年度補欠募集せず」(『立教大学新聞』第六号、一九四二年三月一日)一面。

(288) 宮嶋眞「日本聖公会と在日韓朝鮮人」(日韓聖公会宣教協働二〇周年大会文書作成委員会編『日韓聖公会宣教協働二〇周年大会歴史資料集』日本聖公会管区、二〇〇四年)一一〜一五頁、「張

準相師の信仰とあゆみ」同前、二五〜二六頁。

(289) 宮本正明(史料紹介)「戦前期の立教大学に留学した韓国人の回想——金允經・柳致眞」(『立教学院史研究』第一三号、二〇一六年)八七頁。

(290) 同右、九〇頁。

(291) 「朝鮮人の学徒出陣——張潤傑よりの問書」(『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四六二頁所収)。

(292) 「片々夜話」(『金八峰文学全集』II、文学斗知性社、一九八八年)三四〇頁。

(293) 高承濟「回想의(の) 学問斗(と) 人生」(経研社、一九七九年)三六頁。

(294) 前掲『立教大学経済学部一〇〇年史』三四頁。

(295) 山田昭次編「戦前期・戦中期立教大学在学韓国人学生関係史料集」(二〇〇二年二月)八三頁。

(296) 同右、八一頁。

(297) 同右、八三頁。

(298) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四二二頁。

(299) 前掲「史料紹介」戦前期の立教大学に留学した韓国人の回想——金允經・柳致眞」八八、一〇一頁。

(300) 前掲『会員名簿』一一頁

(301) 「給費生/初のお恵み金徳培君に」(『立教大学新聞』第三二号、一九二六年五月五日)三面。

(302) 「揚能漸氏講師に就任す」(『立教大学新聞』第九三号、一九三〇年一月一日)三面。

(303) 「楊教授病む」(『立教大学新聞』第一〇四号、一九三二年九月三

- 日) 三面。
- (304) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四二四～四二五頁。
- (305) 「遠山郁三日記」一九四〇年四月二日条(『遠山郁三日記』三頁)。
- (306) 前掲『会員名簿』三五頁。
- (307) 「遠山郁三日記」一九四一年六月三日条、一九四二年九月一日条(『遠山郁三日記』一四二、三三三頁)。
- (308) 「東京学生斗(と)郷土軍絢爛尙(たる)交歓大競技／六種目(に)亘(わたり)十九日早(から)実施」(『毎日新報』一九四一年七月五日) 三面。
- (309) 前掲『会員名簿』三七頁。
- (310) 関東学生陸上競技連盟編『箱根駅伝70年史』(関東学生陸上競技連盟、一九八九年) 一八七、一九三、一九九頁。
- (311) 「立大籠球主将金聖鎬君被選」(『毎日新報』一九四一年二月一日夕刊) 二面。
- (312) 前掲『会員名簿』三六頁。
- (313) 同右、三八頁。
- (314) 山田昭次編「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」(二〇〇三年一月) 一、四頁。
- (315) 同右、一頁。
- (316) 鈴木武男「栄光の旗を再び我等に」(『立教大学バスケットボール部創部六〇周年記念誌』立教大学バスケットボール部OB倶楽部六〇周年記念事業委員会、一九八五年) 二一七頁。
- (317) 中澤龍太郎「創部六十周年を迎えて」(前掲『立教大学バスケットボール部創部六〇周年記念誌』) 二〇七頁。
- (318) 「鮮人学生生徒の思想的事件」(文部省学生部、一九三二年(前掲『在日朝鮮人留学生資料』第二巻、二七二頁)。
- (319) 前掲「(史料紹介) 戦前期の立教大学に留学した韓国人の回想——金允經・柳致眞」九二、九三頁。
- (320) 前掲「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」四頁。
- (321) 前掲「(史料紹介) 戦前期の立教大学に留学した韓国人の回想——金允經・柳致眞」八七頁。
- (322) 同右、九五～九六頁。
- (323) 前掲「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」一頁。
- (324) 同右、四頁。
- (325) 同右、四頁。
- (326) 前掲「朝鮮人の学徒出陣——張潤傑よりの聞き書き」四六二頁。
- (327) 多胡吉郎『生命の詩人・尹東柱——空と星と詩』誕生の秘蹟(影書房、二〇一七年) 一三三頁。
- (328) 金贊汀『抵抗詩人尹東柱の死』朝日新聞社、一九八四年) 五七頁。
- (329) 西崎雅夫編著『関東大震災朝鮮人虐殺の記録——東京地区別1100の証言』(現代書館、二〇一六年) 三三八、三三九、三四二、三四三頁。
- (330) 「大学より」(『立教 立教校友会々報』第六巻第四号、一九三三年二月) 六頁。
- (331) 「(座談会) 池袋と立教」(『立教』第六七号、一九七二年二月)

二六頁。

- (332) 前掲「史料紹介」戦前期の立教大学に留学した韓国人の回想——金允經・柳致眞一八九、九八〇九頁。
- (333) 玄泰鎬の証言(前掲「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書き」とアンケート回答)一〇二頁。前掲「朝鮮人の学徒出陣——張潤傑よりの聞き書き」四六二〇四六三頁。
- (334) 前掲「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」三頁。
- (335) 前掲「朝鮮人の学徒出陣——張潤傑よりの聞き書き」四六三頁。
- (336) 西尾達雄『日本植民地下朝鮮における学校体育政策』(明石書店、二〇〇三年)三五四頁。
- (337) 立教の事例ではないが、一九三一年に呉市の私立興文中学・大正中学校の朝鮮人在学生の中から「兵役ノ義務ナキ吾々鮮人学生ニ対シ内地人同様校内ニ於テ軍事教練ヲ強要サルルハ無意義ナリ」として反対運動の動きが見られた(『鮮人学生生徒の思想的事件』文部省学生部、一九三二年。前掲『在日朝鮮人留學生資料』第二卷、二七四頁)。他方、軍事教練をめぐる朝鮮出身者の受けとめ方は一様ではない。一九四二年に市立金沢中学校三年に編入した姜海星は、「日本で受けた差別待遇」への憤りから「朝鮮の独立のために武器をもって立ち上がるべきだ」という考えのもと、「もし、武装闘争に参加するようなことになれば、軍事教練が少しでも役に立」つとして「当時、学生達が嫌がっていた学校での軍事教練にも熱心に身を入れてはげみました」と回想している(金昌根「祖国の栄光を夢みた青春の日々」『統一評論』第一七三号、一九七九年一〇月、一二九頁)。
- (338) 前掲「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」二頁。
- (339) 同右、三頁。
- (340) 水野直樹『朝鮮人留學生たちの京都』(同志社大学人文科学研究所、二〇〇三年)八頁。朴成河「日本帝国の解体と朝鮮人「内地留学」の終焉——戦後直後、朝鮮人留學生政策を中心に」(『在日朝鮮人史研究』第四二号、二〇一二年)九七頁。
- (341) 「大学学友会消息(十一月十八日調)」(『立教学院学報』第三卷一月号、一九三六年二月)一七頁。
- (342) 「最近に於ける朝鮮民族主義運動の概況」(『思想情報』第二五号、教学局、一九四二年六月、二頁。荻野富士夫編『文部省思想統制関係資料集成』第七卷、不二出版、二〇〇八年、二九〇頁)。
- (343) 紺屋延子・水野直樹・安齋郁郎「詩人尹東柱 記憶と和解の碑」(『建立運動の現状と開示裁判資料の意味』(『立命館平和研究』立命館大学国際平和ミュージアム紀要)第二二号、二〇一一年)一七—一八頁。荻野富士夫『治安維持法の歴史II治安維持法——その成立と「改正」史』(六花出版、二〇一三年)三一四—三二五、三五〇—三五五頁。
- (344) 「遠山郁三日誌」一九四〇年一月一日条(『遠山郁三日誌』七一頁)。
- (345) 「遠山郁三日誌」一九四二年三月二日条(『遠山郁三日誌』二六四頁)。
- (346) 前掲「朝鮮人留學生たちの民族的苦悩と受難」四二四—四二六頁。
- (347) 「治安維持法違反被疑者検挙ノ件」京畿道警察部長、一九三八

- 年五月三二日（京城地方法院検事局「昭和十三年 思想二関スル情報」、国史編纂委員会韓国史データベース https://db.history.go.kr/item/image_viewer.do?levelId=had_161_0170）。
- (348) 「新明学院講師等ノ不穩教授二関スル件」京畿道知事、一九四〇年一月二六日（京城地方法院検事局「昭和十五年 思想二関スル情報」、国史編纂委員会韓国史データベース https://db.history.go.kr/item/image_viewer.do?levelId=had_166_0430）。
- (349) 前掲「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」四二五頁。
- (350) 宮本正明「朝鮮人の『内地進学』をめぐる戦時下の対応」朝鮮奨学会関係史料を中心に（『立教学院史研究』第一号、二〇一四年）四八頁。
- (351) 「朝鮮出身学生進学位保証推薦要領」朝鮮奨学会、一九四三年一月二〇日（本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮関係朝鮮奨学会関係 昭和十八年）外務省外交史料館所蔵。
- (352) 前掲「経理課所蔵資料『収納簿』から見た立教大学生・生徒の在籍者数推計（二）」一三三頁。
- (353) 前掲「朝鮮人の『内地進学』をめぐる戦時下の対応」朝鮮奨学会関係史料を中心に「三四〜三八頁。
- (354) 「遠山郁三日誌」一九四一年六月二六日条（『遠山郁三日誌』一五七頁）。
- (355) 漆畑充「植民地期における朝鮮奨学会に関する一考察」（『日本の教育史学』第四八集、二〇〇五年）九九〜一〇一頁。
- (356) 「内地大学職員朝鮮視察団ノ視察概況二関スル件」一九四二年一月四日（本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮関係朝鮮奨学会関係 自昭和十六年一月）外務省外交史料館所蔵）。
- (357) 「在京各大学、部、科長並高専学校長懇談会開催状況二関スル件」朝鮮奨学会理事長川岸文三郎発竹内管理局長宛一九四三年二月一日（前掲「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮関係朝鮮奨学会関係 自昭和十六年一月」）。
- (358) 「生活指導部主催ノ半島学生との懇談会」（『立教大学新聞』第一八号、一九四三年三月一〇日、一面。『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四五三頁）。
- (359) 前掲「経理課所蔵資料『収納簿』から見た立教大学学生・生徒の在籍者数推計（二）」一五頁。
- (360) 「学事年報報告ノ件」（立教大学総長事務取扱三辺金蔵発文部省総務局長宛一九四三年七月三二日）中の「甲号表二 公立私立大同学表 其ノ一 学部 昭和十七年度立教大学」（昭和六年度起学事年報報告綴（二）立教学院史資料センター所蔵）。
- (361) 前掲「抵抗詩人尹東柱の死」五三頁。
- (362) 前掲「生命の詩人・尹東柱——空と風と星と詩」誕生の秘蹟 一三二〜一三三頁。
- (363) 揚原泰子「緑の芝草が萌え出るように——よみがえる詩人尹東柱」（『福音と世界』第六〇巻第二号、二〇〇五年二月）三一頁。
- (364) 金時鐘編訳『尹東柱詩集 空と風と星と詩』（岩波書店、二〇一二年）四二〜四四頁。
- (365) 前掲「抵抗詩人尹東柱の死」五八頁。
- (366) 前掲「史料紹介」戦前期の立教大学に留学した韓国人の回想——金允經・柳致眞」九二頁。
- (367) 前掲「戦時期、立教大学に在学した韓国人からの聞き書きとアンケート回答」一頁。

- (368) 同右、三頁。
- (369) 「校報」院内現況(『立教学院学報』第二号、一九〇八年四月)一八頁。
- (370) 『會員名簿 昭和三年度』(立教学院校友会、一九二八年)三五頁。台湾総督府による日本在学者の把握によれば、林澄堂は一九〇八年二月末時点で立教中学校二年として在学が確認される(前掲「大正期台湾人の『日本留学』研究」七六頁)。立教中学校卒業後は新潟医学専門学校へ進学し、一九三三年に台湾で杏林堂医院を開業した(台湾新民報社編『改訂 台湾人士鑑』台湾新民報社、一九三七年、四五八頁)。
- (371) 「校友林徳欽氏府属から一躍地方事務官に抜擢さるる」(『立教学院校友会報』第二号、一九三三年九月五日)五頁。
- (372) 「朝鮮人台湾人外国人在校者調」立教中学校長帆足秀三郎発池袋警察署長宛一九三九年五月九日(報告書類 昭和十四年度)立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)。
- (373) 波多野真矢「周作人与立教大学」(『魯迅研究月刊』二〇〇一年第二期)四三〜四四頁。
- (374) 根岸宗一郎「周作人とH・S・タッカー」(『中国研究月報』第六三八号、二〇〇一年四月)二〇〜二五頁。
- (375) 前島潔「周作人氏に会ふの記」(『立教学院学報』第六卷第一号、一九四〇年一月二八日)四面。
- (376) 前掲「周作人与立教大学」四三〜四四頁。
- (377) 『立教学院立教大学要覧』(立教学院立教大学、一九一七年)七四頁。
- (378) 「留日中国学生名簿送付方依頼ノ件回答」立教大学長遠山郁三
- 発支那派遣軍総參謀長板垣征四郎宛一九四〇年一月二九日(『立教大学庶務課文書』No.20105825 立教学院史資料センター所蔵)。
- (379) 同右。
- (380) 飯島文太郎「故郝奎彦先生と岳陽会のこと」(『東北学院時報』第二八〇号、一九七三年二月)三頁。
- (381) 『日本聖公会要覧』(日本聖公会教務院総務局、一九〇九年、一二二頁。同前、一九一〇年、一二四頁。同前、一九二二年、一二二頁。同前、一九一三年、一三四頁。同前、一九一四年、一三〇頁。同前、一九一五年、一三八頁)。
- (382) 伊藤泉美『横浜華僑社会の形成と発展―幕末開港期から関東大震災復興期まで』(山川出版社、二〇一八年)四〇〇、四〇一頁。
- (383) 譚璐美『帝都東京を中国革命で歩く』(白水社、二〇一六年)一五三〜一五八頁。
- (384) 周一川「中国人女性の日本留学史研究」(国書刊行会、二〇〇〇年)二七九〜二八〇頁。
- (385) 鳥谷まゆみ「漂泊のアイデンティティ——周作人の立教大学訪問時における新史料から」(『中国21』第五〇号、二〇一九年三月)一七八〜一八六頁。
- (386) 「ようこそ先輩」周作人氏本学訪問(『立教学院学報』第七卷第七号、一九四一年五月六日)一面。
- (387) 佐藤照雄「戦前における日本の対タイ文化事業―招致留学生奨学資金制度を中心として」(『アジア太平洋研究科論集』第一七号、二〇〇九年)二五三頁。
- (388) 村田翼夫「戦前における日・タイ間の人的交流―タイ人の日本

- 留学を中心として」(『国立教育研究所紀要』第九四集、一九七八年)一九二頁。
- (389) 同右、一九七、一九五頁。
- (390) 村嶋英治「タイ国における第2次世界大戦終結迄の日本語教育の歴史―未利用資料を中心に」(『アジア太平洋討究』第三九号、二〇一〇年)一五―一七頁。
- (391) 「学事年報々告ノ件」(立教大学長木村重治発文部大臣官房文書課長宛一九三六年七月六日)中の「乙号表三 公立私立大学予科(修業年限三年) 入学者学歴別表 昭和十年度立教大学」、「学事年報々告ノ件」(立教大学長遠山郁三発文部大臣官房文書課長宛一九三七年七月一四日)中の「乙号表三 公立私立大学予科(修業年限三年) 入学者学歴別表 昭和十一年度立教大学」(前掲「昭和六年度起 学事年報報告綴(一)」、「学事年報々告ノ件」(立教大学長遠山郁三発文部大臣官房文書課長宛一九四二年七月二五日)中の「乙号表三 公立私立大学予科(修業年限三年) 入学者学歴別表 昭和十六年度立教大学」、「学事年報々告ノ件」(立教大学総長事務取扱三辺金藏発文部省総務局長宛一九四三年七月二二日)中の「乙号表三 公立私立大学予科(修業年限三年) 入学者学歴別表 昭和十七年度立教大学」(前掲「昭和六年度起 学事年報報告綴(一)」)。
- (392) 「年報中第四表甲及び乙送付ニ関スル件」(立教大学総長三辺金藏発文部省総務局長宛一九四四年一〇月七日)中の「第四表乙 大学卒業者数 昭和十九年度立教大学」(前掲「昭和六年度起 学事年報報告綴(一)」)。
- (393) 立教大学総長三辺金藏発文部省専門教育局長宛一九四五年一月二二日付「外国人留學生ノ官公私立高等専門学校等入学者選抜ノ件」(立教大学庶務課文書 No.201013-66)。
- (394) 立教大学総長三辺金藏発文部省専門教育局長宛一九四五年一月二二日付「外国人留日学生数調ノ件」(立教大学庶務課文書 No.201013-64)。
- (395) 「外国人留日学生及朝鮮、台湾出身学生等調査の件」文部省学校教育局長日高第四郎、一九四六年九月九日(立教大学庶務課文書 No.201017-38)。「外国人留學生調査について」文部省学校教育局長日高第四郎、一九四七年六月一四日(立教大学庶務課文書 No.201023-62)。「外国人留日学生調査について」文部省学校教育局長、一九四八年五月二五日(立教大学庶務課文書 No.201028-31)。
- (396) 立教大学総長佐々木順三発文部省学校教育局長宛一九四六年九月二二日付「外国人留日学生及朝鮮台湾出身学生調査の件」(立教大学庶務課文書 No.201017-38)。
- (397) 立教大学総長佐々木順三発文部省学校教育局長宛一九四七年六月二五日付「外国人留學生調査について」(立教大学庶務課文書 No.201023-62)。
- (398) 立教大学総長佐々木順三発文部省調査局長宛一九四八年七月二四日付「大学、高等専門学校在学者の出身都道府県別調査について」(立教大学庶務課文書 No.201028-23)。
- (399) 立教大学総長佐々木順三発文部省学校教育局長宛一九四八年六月八日付「外国人留日学生調査について」(立教大学庶務課文書 No.201028-31)。
- (400) 立教大学総長佐々木順三発文部省調査局長宛一九四八年七月二

四日付「大学、高等専門学校在学者の出身都道府県別調査について」(「立教大学庶務課文書」No.201028-23)。

(401) 立教工業理科専門学校長佐々木順三(文部省学校教育局長宛)一九四六年九月一日付「外国人留日学生及朝鮮台湾出身学生調査の件」(「立教大学庶務課文書」No.201123-30)。

(402) 立教工業理科専門学校長佐々木順三(文部省学校教育局長宛)一九四八年六月八日付「外国人留日学生調査について」(「立教大学庶務課文書」No.20129-12)。

(403) 制度上の規定では、戦前の「中等学校」は、一八九〇年代末までに制度上の確立をみた中学校、高等女学校、実業学校の三つの学校種を示すが、「中等学校教員養成」という場合には、中学校、高等女学校、師範学校を一つのまとまりとして捉える場合が多い。

これは戦前日本の教員免許状や教員養成のあり方が、基本的には中学校、高等女学校、師範学校を一つのまとまりとしており、実業学校の教員養成や免許状が右記の三つの学校種の教員養成とは異なる位置づけにあったことに起因している。戦前の「中等教員養成」に関する基本的な先行研究である船寄俊雄「近代日本中等教員養成論争史論―「大学における教員養成」原則の歴史的研究―」(学文社、一九九八年)では、基本的に「中等諸学校」を師範学校、中学校、高等女学校の三つとして説明している。同書八二～八四頁参照。

(404) 中等学校教員養成の三つのルートは、奈須恵子「中等学校教員の歴史的歩み」(奈須恵子・逸見敏郎編著「学校・教師の時空間 中学校・高等学校の教師をめざすあなたに」三元社、二〇一二年)一六一～一六七頁参照。

(405) 船寄敏雄/無試験検定研究会編「近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究」(学文社、二〇〇五年)三三三頁。

(406) 臨時教員養成所については、杉森知也「中等教員養成史上における臨時教員養成所の位置と役割」(『日本の教育史学』第四三集、教育史学会、二〇〇〇年)参照。

(407) 一九〇三年二月一日(文部省告示第三〇号)〔官報〕第五八八五号、一九〇三年二月一日)。ただし、東京帝国大学法科大学には「法律学科卒業生ハ明治三十五年以後ノ者ニ限ル」、東京帝国大学文科大学史学科の英語には「高等学校ニテ主トシテ英語ヲ修メテニテ二箇年英語ヲ修メ其成績優等ナル者ニ限ル」の注記がある。

(408) 前掲『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』(学文社、二〇〇五年)、二七五頁。

(409) 同右、二七一～二七八頁。

(410) 前掲『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』において、船寄は、「いずれの学科目においても、学生の学習意欲や教職への志望動機、学生の受講態度、学生の学力不足をバックアップする教員組織の取り組みや学習環境などが判断の基準に加えられ許認可に至っていない」として、「無試験検定制度が、個々の学生の学力を計ることを主旨とするのではなく、当該学校そのものが一定水準の学力を有した学生を輩出するシステムを備えているか否かを判定する制度であった」と指摘している(二七三～二七四頁)。

(411) 一九一一年一〇月二〇日(文部省告示第二四二号)〔官報〕第八

- 五〇一号、一九一一年一〇月二〇日)。この文部省告示では、一八九九年文部省令第二五号により、一八九九年七月以後の卒業者に対して無試験検定の取扱いを許可した公立私立学校及びその検定学科目一覽が示された。
- (412) 無試験検定の許可学校一覽は、前掲『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』二八五～四三六頁〔資料編 許可学校の部〕参照。
- (413) 一九二三年四月五日文部省告示第二六二号〔官報〕第三二〇一号、一九二三年四月五日)。
- (414) 一九二五年一月二日 文部省告示第二二二号〔官報〕第三七二二号、一九二五年一月二二日)。
- (415) 前掲『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』二七四～二七五頁。
- (416) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』(第四卷、国立教育研究所、一九七四年) 一四三七頁の表一、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』(第五卷、国立教育研究所、一九七四年) 八二四頁の表五一参照のこと。
- (417) 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究』(学文社、一九九七年)、四〇頁。
- (418) 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」試験問題の研究』(学文社、二〇〇三年) 三五六頁。同書五二六～五二七頁の資料編「四. 文検出願者数・合格者数・合格率(一八九一～一九三九年)」も参照のこと。
- (419) 前掲『近代日本中等教員養成論争史論——「大学における教員養成」原則の歴史的研究——』一五頁。
- (420) 一九一八年二月五日勅令第三八九号「高等学校令」〔官報〕第一九〇三号、一九一八年二月六日)。
- (421) 一九一九年三月二九日文部省令第八号〔官報〕第一九九四号、一九一九年三月二九日)。
- (422) 一九一九年三月二九日文部省令第一〇号〔官報〕第一九九四号、一九一九年三月二九日)。
- (423) 一九一九年二月から二三年四月の指定の記録の欠落は、記録が作成されていたとしても、関東大震災によって失われてしまった可能性が推測できる。四〇年から四八年の記録については、別の簿冊に綴られている可能性も排除できないが、現時点では発見できていない。
- (424) 奈須恵子「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」(前掲『戦時日本の大学と宗教』二六二～二六五頁。元の資料は、「高等学校教員規程ニ依ル無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ノ指定 第一冊 大正十三年～昭和三年」国立公文書館所蔵)。
- (425) 前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」二六五頁、二六九頁。
- (426) 同右、二六五頁、二九二頁。
- (427) 一九三四年一月の大谷大学文学部支那学専攻の「漢文」の指定にあたって、大谷大学の審査と連動して、すでに指定を受けていた龍谷大学の「支那学」の講義に關しても「過去三ヶ年間ニ於ケル講義内容(題目)、毎週授業時数及担任教員氏名等」を回報するようにとの指示が文部省から出され、再審査がなされた(前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変

容について」(二六五頁)。

(428) 同右、二七〇～二七二頁。

(429) 同右、二八六頁。

(430) 同右、二八七頁。

(431) 一九一九年三月二九日文部省令第八号「高等学校規程」第二九条(『官報』第一九四四号、一九一九年三月二九日)では「公立又ハ私立ノ高等学校ノ教員数並専任教員及兼任教員ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ」とされた。この具体的な割合を示す法令や通牒についての詳細は現時点では不明であるが、有資格教員と無資格教員の割合については、一九一九年三月二九日文部省令第一〇号「高等学校教員規程」第一三条(『官報』第一九四四号、一九一九年三月二九日)で「高等学校高等科ニ於テハ教員数ノ三分ノ一以内ヲ限り高等科教員免許状ノ有セザル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得」と明記された。さらに、一九一九年二月四日文部省令第四〇号「高等学校教員規程中改正」により、「五年以上高等学校、専門学校又ハ之ニ準スヘキ学校ノ教員タリシ者」も無試験検定を受けることが可能な対象となった(『官報』第二二〇二号、一九一九年二月四日)。

(432) 一九一八年二月五日勅令第三八八号「大学令」(一九一八年一月二六日『官報』第一九〇三号) 第一四条。

(433) 「教員免許台帳(高等学校・無試験)」(国立公文書館所蔵)は、「一〇〇一 T 二二年度」から「一〇〇一 S 二五年度」の一〇冊が確認できる。「一〇〇一」と「一〇〇二」台帳は、一九二三年九月の関東大震災以前の免許状授与が記載されており、「一〇〇一」では免許事由欄は空欄となっている(「一〇〇二」には免

許事由欄の記載がある)。震災後の「一〇〇三」(一九二三年一月～一九二九年六月)以降、「一〇〇一」(五〇年三月～五二年三月)台帳までの教員免許状番号は通し番号である。

(434) たとえば、日本中世史研究者の大森金五郎は、一八九四年に帝國大学文科大学国史科を卒業し、一九一九年から一九一九年まで学習院教授などを歴任したが、その大森が一九一九年一月に五六歳で「日本史及東洋史」の高等学校高等科教員免許状を取得したのは、二四年からの明治大学予科講師担当のタイミングと重なっている(「教員免許台帳(高等学校・無試験) 一〇〇三 S 〇四年度」(国立公文書館所蔵)。この台帳は一九三三年一月から一九二九年六月までの免許情報が記載されている)。大森金五郎については、日本歴史学会編『日本史研究者辞典』吉川弘文館、一九九九年)の「大森金五郎」の項を参照。

(435) たとえば、田辺忠男は一九一六年七月に東京帝國大学法科大学経済科卒業であり、一八七六年生まれの小林秀雄は一九〇四年七月に東京帝國大学文科大学史学科卒業であって、大学卒業時点ではなく、明らかに立教大学が大学令による大学となる時点で、教員としての必要から高等学校高等科教員免許状を一九二二年に取得したと考えられる(田辺と小林の大学卒業年などは、『遠山郁三日誌』巻末の参考資料を参照)。

(436) 立教大学の無試験検定指定に関しては前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」、特に宗教学科の申請が不認可となった問題については前掲「立教大学と聖公会神学院の二重学籍制度」参照。

(437) 前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラ

ムの変容について」二五八～二五九頁。

- (438) 一九二五年一月二日文部省告示第一二二号（一九二五年一月二日『官報』第三七二三号）。申請は、一九二四年六月に行なっている。「教員無試験検定ニ関スル指定学校名及学科目 第一冊 自大二年至昭二年（明治三六、二一、一八告示第三〇号）」（国立公文書館所蔵）。この簿冊は、「師範学校中学校高等女学校」教員免許の無試験検定の指定についてまとめたものであり、一九二三年から始まる第一冊から一九三七年で終わる第三冊まで現存している。
- (439) 一九二七年八月三日文部省告示第二七七号（一九二七年八月三十一日『官報』第二〇三三号）。前掲「教員無試験検定ニ関スル指定学校名及学科目 第一冊 自大二年至昭二年（明治三六、二一、一八告示第三〇号）」。「立教大学から一九二六年六月三日申請したものについて、履修すべき単位の詳細等を提出せよとの文部省からの指示・照会が二七年一月二十九日付であり、二月三日に立教大学から回答している。
- (440) 一九三四年一月八日文部省告示第二七四号（一九三四年一月八日『官報』第三三五七号）。「教員無試験検定ニ関スル指定学校名及学科目 第三冊 自昭七年至昭一二年（明治三六、二一、一八告示第三〇号）」（国立公文書館所蔵）。
- (441) 一九三六年三月二八日文部省告示第一〇九号（一九三六年三月二八日『官報』第二七六九号）。前掲「教員無試験検定ニ関スル指定学校名及学科目 第三冊 自昭七年至昭一二年（明治三六、二一、一八告示第三〇号）」。
- (442) 前掲「教員無試験検定ニ関スル指定学校名及学科目 第一冊 自大二年至昭二年（明治三六、二一、一八告示第三〇号）」。
- (443) 前掲「立教大学と聖公会神学院の二重学籍制度」。
- (444) 前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」三〇二頁。
- (445) 前掲「立教大学と聖公会神学院の二重学籍制度」二二四～二二六頁。
- (446) 前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」二八七頁。
- (447) 一九二八年三月一日文部省告示第一〇一号（一九二八年三月一日『官報』第三五〇号）、一九三三年一月三十一日文部省告示第二三三三号（一九三三年一月三十一日『官報』第一八二四号）、一九三九年二月二五日文部省告示第六四号（一九三九年二月二五日『官報』第三六四一号）。
- (448) 前掲「高等学校教員規程ニ依ル無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ノ指定 第一冊 大正十三年～昭和三年」所収の一九二八年三月一日文部省告示第一〇一号告示案作成過程の關係書類。
- (449) 前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」二七三～二七五頁。
- (450) 「高等学校教員規程ニ依ル無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ノ指定 第二冊 昭和五年～昭和十二年」（国立公文書館所蔵）所収の一九三三年一月三十一日文部省告示第二三三三号告示案作成過程の關係書類。
- (451) 前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」二七五～二七六頁。
- (452) 同右、二七一～二七二頁。同志社大学は一九三〇年時点で、

「機械及実験室等ノ設備不十分」により、申請していた「心理及論理」の指定が一度保留となっており、設備の充実と改善をはかった上で、三四年一月に指定を受けるに至っている。

心理学実験設備等に対する審査の厳格化は、一九二八年に高等学校高等科「心理及論理」の教授要目が制定され、その時の備考として「教授二際シテハ適宜供覧及実験ヲ用フルコト」が指示されて、実験の実施が推進されたことも関係したものと推察される。

(453) 立教大学の心理学の仮実験室は一九一五年に「校友会館の一室」に設けられていたが、「偶々クリスチャンの実業家米山梅吉氏(メソジスト派)の令息が本学哲学科在学中不幸逝世されたに就いて其追憶記念として奨学金を寄贈されたのを亡令息の研究課目でもあったこの心理学実験室の新築資金に受納することとなり、一九三二年一月、四九坪六室の心理学実験室が建築されたという(前掲『立教学院八十五年史』一三五～一三六頁)。なお、第三編第四章第三節も参照のこと。

(454) 「高等学校教員規程ニ依ル無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ノ指定 第三冊 自昭和十二、十三、十四、二十四年(国立公文書館所蔵)所収の一九三九年二月二五日文部省告示第六四号告示案作成過程の関係書類。

(455) 一九三七年二月二三日申請、一九三八年二月一〇日結了「立教大学学則中変更認可」(自大一三年四月至昭二二年五月 立教大学 第一三冊)国立公文書館所蔵。

(456) 前掲「敗戦前キリスト教系大学における教育組織・カリキュラムの変容について」二八六～二八七頁。

(457) 旧制の時期の中等学校教員免許の台帳と高等学校高等科教員免許の台帳は、いずれも国立公文書館に所蔵されている。中等学校教員免許の台帳である『教員免許台帳(師範学校中学校高等女学校)のうち、無試験検定による免許の台帳は、一九〇二年二月六日から一九五〇年三月一〇日の免許状交付を記載している(教員免許台帳(師範学校中学校高等女学校)(国立公文書館所蔵)。一九〇二年二月六日交付分から始まる「五の〇一 T〇四年度」の台帳から、一九五〇年三月一〇日交付分まで終る「五の四五 S二四年度」の台帳まで計四五冊が、無試験検定による免許状交付を記載した台帳であると考えられる。高等学校高等科教員免許台帳のうち無試験検定を扱った「教員免許台帳(高等学校・無試験)」は、前述のように一〇冊残されており、一九二〇年三月から一九五一年三月までの免許状交付を記載し、基本的には交付した年月日の順番に台帳が作成されている(「教員免許台帳(高等学校・無試験)(国立公文書館所蔵)。一九二〇年三月一日交付分から始まる「一の〇一 T二二年度」の台帳から、一九五一年三月三一日交付分まで終る「二の二〇 S二五年度」の台帳までの計一〇冊が確認できる)。

(458) 奈須恵子「旧制立教大学卒業生の教員免許取得状況について」(『立教学院史研究』第一八号、二〇二二年二月)の【表一】参照。『教員免許台帳(師範学校中学校高等女学校)のうち、無試験検定による免許の台帳から、免許事由欄に立教大学の卒業が記された免許取得者の状況を一覧にしたもの。

(459) 「教員免許台帳(師範学校中学校高等女学校) 五の二四(国立公文書館所蔵)。

(460) 前掲「旧制立教大学卒業生の教員免許取得状況について」の【表2】参照。「教員免許台帳（高等学校・無試験）」のうち、免許事由欄に立教大学卒業と記載された免許取得者の状況を一覧にしたもの。

(461) 「教員免許台帳（高等学校・無試験）一〇六」（国立公文書館所蔵）。

(462) 『遠山郁三日記』四四五頁。

(463) 『文部省年報』の卒業生の卒業後約一年が経過した時点での状況欄（進路の状況）に掲載された数値となる。『文部省年報』のこの欄に立教大学の情報の掲載が始まったのは一九二五年度の第三三年報であり、これは前年一九二四年度卒業者についての進路を示したものであった。ここから四三年度の第七一年報に掲載された一九四二年度卒業者の状況までは連続して掲載された（『文部省年報』では、その後一九四四年度、四五年度には、この欄自体が掲載されず、四六年度の第七十四年報、四七年度の第七十五年報で欄は再び掲載されるようになったが、この戦後の二つの年度については、対象となる卒業生の卒業年度の記載がないため、今回の検討には含めないこととした）。卒業者の進路に関する欄では、その内訳のカテゴリが徐々に増加していったが、「行政官吏」「司法官吏」「技術官吏」「陸軍幹部候補生及兵役」「陸海軍軍医」「学校職員」「公吏」「病院医員」「弁護士」「銀行・会社員」「新聞雑誌記者」「職業未定又ハ不詳ノ者」などが、継続してみられるカテゴリとなった。

(464) 『文部省年報』第七十一年報。

(465) 『文部省年報』第六十六年報。

(466) 一九一一年一〇月二〇日文部省告示第二四二号（『官報』第八五〇一号、一九一一年一〇月二〇日）。

(467) 「文学部の更正を望む」（『立教大学新聞』第九六号、一九三二年二月一九日）二面。

（注）第五章

(1) 「教育二関スル戦時非常措置方策ヲ定ム」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:A1401146600「公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第百一卷・学事一・学制・教育費」国立公文書館所蔵）。「教育二関スル戦時非常措置方策」は一九四三年一〇月一二日閣議決定。これに伴う諸通牒・発表等については、文政研究会『文教維新の綱領』（新紀元社、一九四四年四月。一九四四年九月増補訂正二版）の「附録「教育二関スル戦時非常措置方策」に伴ふ文部当局発表抄」、『近代日本教育制度史料』（第七巻、大日本雄弁会講談社、一九五六年）参照のこと。

(2) 一九三八年八月二三日勅令第五九九号「学校卒業生使用制限令」（『官報』第三四九三号、一九三八年八月二四日）。広重徹「科学の社会史」（下巻、岩波書店、二〇〇三年）九頁。底本は「科学の社会史」（中央公論社、一九七三年）。

(3) 前掲「科学の社会史」下巻、一二一―一七頁。

(4) 同右、一五頁。

(5) 中島寧綱、労働省職業安定局監修「職業安定行政史」（社団法人雇用問題研究会、一九八八年）一四四頁。

(6) 前掲「科学の社会史」下巻、一五頁。

(7) ただし、一九三七年度から航空学科の新設や京城帝国大学理工